

重点的な取組、共通的な取組

		令和6年度自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)																
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的				
○		情報システム関連調達の更なる改善	情報システム関連調達については、仕様書の外部有識者(デジタル統括アドバイザー等)による審査をはじめとして、一者応札の継続している案件のうち、価格交渉の余地を確保する方が合理的である案件の公募への移行、中長期的な調達予定案件の公表等を行っている。これらの取組に加え、引き続き、以下の取組を実施する。	- 令和5年度上半期自己評価を踏まえ、引き続き、競争性の更なる向上を図る必要があると考えたため。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			<ul style="list-style-type: none"> ＜新規事業者の開拓＞ ・事業者情報を過去の調達実績や他省庁の事例など多方面から収集・蓄積し、庁内の情報システム担当者に共有するとともに、既存の参入事業者以外の事業者に対しても広く声掛け興味を示した事業者には、調達仕様書の内容に加え、業務内容を説明することで、参入意欲を高める。 		A+	R4	<ul style="list-style-type: none"> ＜新規事業者の開拓＞ ・情報システム関連調達の業務内容を説明することにより、新規事業者を開拓する。 	R7年3月まで	A+	R4	<ul style="list-style-type: none"> ＜新規事業者の開拓＞ ・今後も継続して発注することが見込まれる案件について、競争性の更なる向上を図る観点から、情報システム担当者が新規事業者に対して業務内容を丁寧に説明し、対応可能な事業者の開拓を行った。 ・また、新規事業者の開拓にあたり、過去の調達案件において参考見積書の提出や応札のあった事業者情報等について、再委託先も含め収集・蓄積したうえで、庁内の情報システム担当者に共有できるようにした。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ＜新規事業者の開拓＞ ・左記取組の結果、令和6年度に契約締結した情報システム調達案件のうち、新規事業者からの応札は14案件であった。なお、14案件のうち、11案件は新規事業者との契約締結に至った。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜新規事業者の開拓＞ ・新規事業者に業務内容を丁寧に説明した結果、新規事業者から応札があり、競争性を更に向上することができた。 	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様に係る具体的な意見を聴取することで、新規事業者の開拓及び仕様の見直しにつながったため、今後より多くの事業者に対して業務内容を説明していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の参入事業者以外の事業者情報について、過去の調達案件において参考見積書の提出や応札のあった事業者情報、他省庁の契約事業者情報に加え、再委託先の情報についても収集・蓄積を実施したところ。引き続き多方面から当該情報を入手できるかが改善を進めていくためのポイントとなる。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ＜仕様書の見直し＞ ・調達の透明性・公平性に配慮しつつ、広く仕様に係る具体的な意見を聴取し、それを踏まえた仕様の見直しを検討する。 		A+	R4	<ul style="list-style-type: none"> ＜仕様書の見直し＞ ・具体的な意見を踏まえた仕様の見直しを実施した。 	R7年3月まで	A+	R4	<ul style="list-style-type: none"> ＜仕様書の見直し＞ ・参入の妨げになる要件や不明確な記述がないか確認することを目的に、情報システム担当者が、参入の可能性のある複数の事業者に対して、調達要件案等の内容について意見聴取し、仕様の見直しを実施した。 ・他の調達案件で得られた知見を基に、仕様の見直しを実施した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ＜仕様書の見直し＞ ・左記取組の結果、令和6年度に契約締結した情報システム調達案件のうち、20案件において調達仕様書の見直しを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜仕様書の見直し＞ ・参入の妨げになる要件や不明確な記述をなくすことで、事業者の参入可能性を高めた。 	通年			
			<ul style="list-style-type: none"> ＜意見の集約＞ ・新規事業者を開拓するための取組を通じて得られた意見を会計担当部署が集約し、契約担当者へフィードバックを実施する。 		A	R2	<ul style="list-style-type: none"> ＜意見の集約＞ ・集約した意見を庁内で共有を行う。 	R7年3月まで	A	R2	<ul style="list-style-type: none"> ＜意見の集約＞ ・一者応札改善に向けた取組に関する新たな意見があった場合には共有を図ることとしているが、新たな意見がなかったため、今後も引き続き対応していく。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ＜意見の集約＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ＜意見の集約＞ ・新たな意見はなかったが、一者応札改善に向けた取組に関する新たな意見を集約し共有することで調達手続きにおける基礎資料として活用できる。 	通年			
<ul style="list-style-type: none"> 一者応札の改善に向けては、引き続き、一者応札が継続している案件のうち、価格交渉の余地を確保する方が合理的である案件の公募への移行と、公募実施案件の価格交渉の実施を行ってきたところ、平成30年度以降の自己評価を踏まえ、更なる改善を目指し、以下の取組を実施する。 	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・公募に切り替えたものの応募者が1者のみの状態が継続している案件について、公募実施前に3者に声かけを行って見積書が1者しか取得できない場合には、競争性を高める観点から、追加で他の事業者に対し声かけを行うとともに、見積書の提出ができない事業者に対する理由の聴取を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告を行う。 	A	H31	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応募継続案件について、他の事業者に対し声かけを行い、見積書の提出ができない事業者から理由の聴取を行う。 	R7年3月まで	A	H31	<ul style="list-style-type: none"> ＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・一者応募案件について、事業者に対し見積書を提出できなかった理由を聴取し、不参加の要因を確認した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・18案件について事業者から見積書を提出できなかった理由を聴取し、不参加の要因を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度も引き続き調達する案件について、調達手続きにおける基礎資料として活用できる。 	通年	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続的な取組を実施する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ＜価格交渉の知見共有＞ ・公募の結果、一者応募だった場合には、「見積書チェックシート・価格交渉シート」を用いて見積金額の妥当性を検証し、その過程で得られた調達価格低減のための知見(ベストプラクティス)を集約し、その内容を共有する。 		A	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・「見積書チェックシート・価格交渉シート」へのチェック等を通じて得られた知見を集約し、ポータルサイト上で関係職員に共有する。 	R7年3月まで	A	R3	<ul style="list-style-type: none"> ＜価格交渉の知見共有＞ ・契約担当者が価格交渉を実施しながら、同時進行で交渉に必要な要素を集約し、「見積書チェックシート・価格交渉シート」の作成に取り組んだ。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ＜価格交渉の知見共有＞ ・24案件の価格交渉を実施し、5案件減額に至った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札改善に向けた取組の実態を踏まえて、外部有識者による審議を行った。 	通年			
			<ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告を行う。 		A	H31	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催する同委員会において提案された改善策について、調達改善に反映し、その内容の報告を行う。 	R7年3月まで	A	H31	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの一者応札事案について、事業者に対して早い時期から調達情報をアウンスしたり、他の事業者に対し声かけを行うよう提案があり、本年度も取組を実施した旨を報告した。 	A	-	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札改善に向けた取組の実態を踏まえて、外部有識者による審議を行った。 	R6年6月、12月			
			<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった個別案件及びその要因について公表を行う。 		A	H31	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札案件の要因に関する分析の公表を行う。 	R7年3月まで	A	H31	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札案件の要因に関する分析結果を契約監視委員会の審議資料に付記し、同内容を公表した。 	A	-	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札案件の要因に関する分析にあたって、実施した不参加事業者への聞き取りを通じて、次回以降、入札へ参入してもらうための条件等を把握した。 	R6年12月			
			<ul style="list-style-type: none"> ・府省庁内における一者応札の改善に向けた取組を共有する。 		A	R2	<ul style="list-style-type: none"> ・個別案件に係る一者応札改善に向けた取組や外部有識者等からの意見を共有する。 	R7年3月まで	A	R2	<ul style="list-style-type: none"> ・府省庁内における一者応札改善の個別事例について、ポータルサイトに掲載し、庁内で共有した。 	B	-	-	-			
			<ul style="list-style-type: none"> ・府省庁内における一者応札の改善に向けた取組を共有する。 		A	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札及び随意契約により調達を行う際、GEPS(電子調達システム)等を用いた手続きを実施するとともに、入札説明会のオンライン化や電子メールによる見積書や請書等の徴取を推進し、調達事務のデジタル化を図る。 	R7年3月まで	A	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告、入札説明書及びHPにおいて、GEPSを利用した応札及び入開札手続きを実施する旨を明記するとともに、手続メール(PDF添付)による提出も可能である旨を明記した。 ・入札説明書において、契約書の作成を要する場合には、電子契約を推奨することを明記した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方に決定した事業者に対し積極的な要請を行った結果、50案件について電子契約の締結に至った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達事務のデジタル化を推進する観点から、調達手続きを電子的に行うことは有用であり、入札等に際し提出を求める証明書等の受領・確認作業は、テレワーク環境下でも事務を行うことができる。 	通年			

※1 難易度
 A+: 効果的な取組
 A: 発展的な取組
 B: 標準的な取組

※2 進捗度
 A: (定量的な目標)目標進捗率90%以上
 (定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
 B: (定量的な目標)目標進捗率50%以上
 (定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
 C: (定量的な目標)目標進捗率50%未満
 (定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
【少額随意契約関連】 ・見積書の取得について、競争性を高めるため、3者以上から取得する取組を実施する。	継続	-	・複数者から見積書を徴取することで競争性を高めることができた。
【調達情報の発信】 ・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、見積依頼書を公開配布する。 ・入札情報等の調達情報をソーシャルメディア等にて配信する。	継続	-	・見積合わせを実施する場合に比べて、透明性、公正性及び競争性の確保を図ることができた。 ・調達情報をソーシャルメディア等で配信することで広く周知することができた。
【共同調達関連】 ・今年度においても、前年度と同様に共同調達を実施する。 ・汎用的な物品・役務の発注について、発注単位の集約を検討する等、更なる共同調達の実施に向けた方策を検討する。	継続	-	・共同調達を実施したことにより、事務の省力化等を図ることができた。
【クレジットカードを利用した決済】 ・コーポレートカード方式での海外出張経費の精算やETCカードでの高速料金の支払いに際して、クレジットカード決済を実施する。	継続	-	・クレジットカードによる決済、クレジットカードの複数年利用及びETCカードでの高速料金の支払いにより、事務の効率化を図ることができた。
【情報システム関連】 ・情報システムの仕様書について、目的・用途が仕様の内容に見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者(デジタル統括アドバイザー等)による審査を実施する。 ・情報システムの運用状況を踏まえたコスト削減など、必要に応じて改善を実施し、次回調達にも反映する(外部有識者(デジタル統括アドバイザー等)も必要に応じて審査)。 ・システム監査計画(内部監査)に基づきシステムが有効に機能しているか、システム投資が妥当・有効であるかについて検証するとともに、指摘事項の改善をフォローアップする。 ・情報システム調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施する。	継続	・情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から、18件の案件の調達仕様書について、デジタル統括アドバイザーによる審査を実施。	・専門的知識を有するデジタル統括アドバイザーによる審査を実施することで、調達手続きの公平性、透明性及び競争性の確保を推進することができた。 ・情報システム担当者を対象として、情報システム関連調達の際に必要な予算要求・執行手続、調達手続等に係る説明会を開催したことにより、情報システム関連調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させることができた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 石島 隆 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 】 意見聴取日【 令和7年6月17日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般について、ご意見をお聞かせ願います。	○情報システム関連の調達において、新規事業者の参入を促進するために、新規事業者の開拓や仕様書の記載内容の見直しが続けられた結果、新規参事業者との契約締結件数が増加した点が評価できる。今後、さらに情報システムの効率的な開発を進めるために、データモデリング手法の適用やノーコード・ローコード開発手法の採用について、中長期的な観点で検討を進めていただきたい。 ○イベント開催や会議運営に関する業務委託の調達金額が増加している状況を踏まえて、今後、業務委託の効率と効果に関する評価方法の確立やノウハウの蓄積を行うことにより、仕様書の内容や調達時の企画書の評価基準に反映できるようにご検討いただきたい。	○ご意見を踏まえ、引き続き、情報システム関連等について新規事業者の開拓や仕様書の見直し等の改善を図っていくほか、開発手法についても検討を進めていく。イベント開催や会議運営等の業務委託については、仕様書作成、評価方法等を含む効果的効率的な事業の実施方法について、継続的に検討を行っていく。

外部有識者の氏名・役職【 長岡 美奈 公認会計士・税理士 】 意見聴取日【 令和7年6月11日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般について、ご意見をお聞かせ願います。	○情報システム関連調達では、事業者からの意見を踏まえた仕様書の見直しにより新規参入が進み、競争性が向上した点は評価できる。意見聴取の対象をさらに拡大し、初参入事業者にも配慮した仕様書の工夫を進めていただきたい。 ○一者応募継続案件では、不参加理由の聴取や一者応札時の価格交渉を通じた改善が図られていることは評価できる。案件公表のタイミング等を工夫し、説明会の開催等を通じて新規事業者の参入機会を広げていただきたい。	○ご意見を踏まえ、引き続き、情報システム関連等について新規事業者の開拓や仕様書の見直し、一者応募継続案件について説明会の充実等の改善を図っていく。

外部有識者の氏名・役職【 真野 光平 弁護士 】 意見聴取日【 令和7年6月10日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般について、ご意見をお聞かせ願います。	○情報システム関連調達について、新規事業者による入札件数が昨年度を相当数上回った点は評価できる。引き続き、事業者の固定化を避けるための取組みを行っていただきたい。 ○昨年度と比べて一者応募継続案件の数が減少した点は評価できる。断続的に一者応募案件となっているものや典型的に一者応募案件になりやすいものを含め、一者応募案件の総数が減少するような取組みを、引き続き行っていただきたい。	○ご意見を踏まえ、引き続き、情報システム関連等について新規事業者の開拓や仕様書の見直し、一者応募継続案件について説明会の充実等の改善を図っていく。